



スイセン

# ●●●協会けんぽ●●● さいたまだより

全国健康保険協会  
埼玉支部

平成24年  
1月 第29号

## 退職後に加入する健康保険について

会社を退職すると健康保険の資格を失います。資格喪失後は、下記のいずれかの健康保険に加入することが法律で義務づけられております。

※在職中に加入していた保険が健康保険組合または共済組合の場合は加入していた各組合へお問い合わせください。

※協会けんぽの任意継続健康保険に加入しないで新たに他の健康保険に加入される場合は、加入される各組合へお問い合わせ下さい。

1

退職の日まで継続して  
2か月以上協会けんぽ  
の被保険者であった方

任意継続被保険者として  
引き続き協会けんぽ  
の被保険者になります

2

再就職する方

就職先の健康保険に  
加入します

3

家族の健康保険に入る

要件をみたしていれば家  
族が加入している健康  
保険の被扶養者になれ  
ます

4

その他の方

国民健康保険に加入し  
ます

## 任意継続被保険者制度のご案内

任意継続被保険者制度とは、会社を退職して健康保険の資格を失った時、一定の要件をみたしていればご本人の希望により引き続き**2年間**は被保険者になることができる制度です。この制度によって加入した方を**任意継続被保険者**といいます。

### ●加入要件について

退職日までに健康保険の加入期間が**2か月以上**ある方。

### ●加入期間について

**最長2年間**です。一度加入すると資格喪失の要件に該当しない限り、脱退できません。

資格喪失の要件とは、再就職や後期高齢者医療制度に加入した時や保険料を納めない等です。

### ●加入手続きについて

「退職日の翌日」から**20日以内**に、住所地の協会けんぽへ任意継続の申請をしてください。なお、被扶養者がいる方は、被保険者との生計維持、及び同一世帯に関する証明として、別途添付書類をご用意いただく場合があります。

### 申請に必要な書類

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」（協会けんぽのホームページからダウンロードできます。）

#### ◆被扶養者になれる方

・60歳未満：年間収入130万円未満      ・60歳以上：年間収入180万円未満

#### ◆被扶養者申請に必要な添付書類

- ・収入のない学生・未就学者以外の方：収入の確認ができるもの（所得証明・非課税証明・年金の改定通知等）
- ・居住地が別の方：仕送り額の確認ができるもの（振込みが確認できる預金通帳等の写し・現金書留の写し等）
- ・同居要件が必要な方※：世帯全員の住民票、収入の確認ができるもの ※配偶者・子・孫・弟妹・直系尊属以外の方

### ●月々の保険料について

お勤め時の最後に給与から天引きされた保険料の約2倍（40～64歳の方は介護保険料も含めた額）となります。ただし、保険料には**上限**（※1）があります。なお、保険料は扶養者の人数にかかわらず同じで、**原則2年間**（※2）は変更はございません。

（※1）保険料の上限：退職時の標準報酬月額が28万円を超える場合は、28万円の標準報酬月額により保険料額が決定されます。

（※2）原則2年間：保険料が変更となるのは、「料率の変更」、「介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の該当・非該当の切り替わり」、「標準報酬月額の上限変更」の場合などです。

お願い

健康保険証は、資格喪失日（退職日の翌日）及び扶養解除日以降は無効となります。無効な健康保険証を使い診療を受けた時は、医療費の保険者負担分を協会けんぽにお返しいただく事になります。無効となった健康保険証は、誤って使用しないようすみやかに事業主に返しましょう。

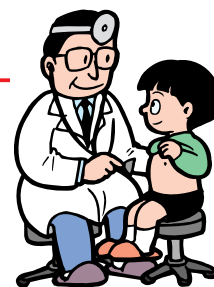
※上記の詳しい内容については、協会けんぽまでお問い合わせください。

# 医療機関を受診された方への『医療費のお知らせ』について

健康保険制度並びに健康管理へのご理解を深めていただくことを目的として、『医療費のお知らせ』を協会けんぽの加入者の皆様にご案内いたします。

## 対象期間について

協会けんぽにおいて平成22年12月から平成23年11月までに受け付けた診療報酬明細書等（レセプト、柔道整復施術療養費支給申請書）が原則対象となります。  
※ 診療報酬明細書等の協会けんぽでの受付は診療を受けた月の2か月後になりますので、医療機関等の請求遅れ、特別な事情がある場合を除き、平成22年10月から平成23年9月診療分が記載されます。



## 記載内容について

病気やけが等で診療を受けた時の受診者名・診療年月・入院または外来・日数・医療機関名・医療費の総額等が記載されます。

なお、平成23年3月の震災で被災され、医療費の自己負担額の免除を受けられた方は、対象期間内に医療機関で受診された場合であっても今回の「医療費のお知らせ」の対象外となります。



## 発送時期について

平成24年2月中旬頃に発送予定です。加入者の皆様へのお知らせは、事業主様宛にまとめてお送りいたします。

事業主様には、ご多用中お手数をおかけいたしますが、ご配付をよろしくお願いいたします。

◆詳しくは、レセプトグループ（電話：048-658-5914）までお問い合わせください。

## メールマガジンの登録者を募集しております

協会けんぽ埼玉支部では、**メールマガジン**を毎月配信しております。メールマガジンでは、健康保険に関する話題や各種手続き方法、保険料率や制度改正等の最新情報、健康づくりにお役立ていただく情報をいち早くお届けいたします。

協会けんぽ加入者の皆様はもちろんのこと、パソコンのEメールアドレスをお持ちの方であればどなたでもご利用いただけます。

- ご利用いただける方 : パソコンのEメールアドレスをお持ちの方※携帯・PHSからはご登録、ご利用いただけません。
- 利用料 : 無料（通信料は除く）
- 配信スケジュール : 毎月1回配信（月初に配信）

メールマガジンのご登録は埼玉支部のホームページから

協会けんぽ 埼玉

発行者



全国健康保険協会 埼玉支部

協会けんぽ

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-49-8 GM大宮ビル1階

TEL 048-658-5919（代表）《平日8:30～17:15》

TEL 048-658-5913（直通）【健康保険の給付金や任意継続に関すること】

TEL 048-658-5914（直通）【医療費通知や交通事故に関すること】

TEL 048-658-5915（直通）【健康診断などの保健事業に関すること】

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>【都道府県支部のページ】→【埼玉】を選択

「協会けんぽ さいたまだより」をよりよいものとするために、皆様のご意見・ご感想をお寄せ下さい。

